

南ユーカリが丘自治会会則（令和5年度）

（名称及び事務所）

第1条 この会は南ユーカリが丘自治会と称し、事務所を自治会館内に置く。

（会員）

第2条 この会の会員は原則として南ユーカリが丘に居住する者を対象とする。

2. 新たに本会へ入会しようとする者は、所定の様式により会長に届け出るものとする。
3. 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
4. 会員が次の各号に該当し退会しようとするときは、所定の様式により会長に届け出なければならない。

（1）第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2）その他、本人より第2条第4項に定める退会の届け出があった場合

（目的）

第3条 この会は会員相互の親睦及び会員の共同の利益を維持増進し、社会環境の浄化向上に努め、明るく住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員の親睦及び福祉、文化の向上に関する事項

（2）保健衛生、防犯、防火等の環境の整備に関する事項

除草、植栽の剪定、消毒等の街並みの保全に関する事項。なお、街並みの保全については、附属「街並みの保全」に基づくものとする。

（3）有事、災害時における住民の安全確保に関する事項。初期機能としての自主防災については、附属「南ユーカリが丘自主防災会」の内容に基づくものとする。

（4）居住地の公共施設の自治的管理等に関する事項

（5）その他この会の目的を達成するために必要と認める事項

（組織）

第5条 この会の会員の居住区域は、10～20戸を単位とする班に区分し、それぞれの班に班長1名を置く。

2. 第5条第1項に定める戸数を超えるなどした場合は、区分（班）の変更を行う。

（役員）

第6条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長（執行） 1名

副会長（渉外） 1名

書記 1名

会計長 1名

会計 1名

会計監査 1名

総務 1名以上

（役員及び班長の選出）

第7条 役員及び班長の選出は次により行う。

- (1) 役員は総会において会員中より選出する。
- (2) 班長は、原則として立候補制とする。(但し、候補者がいない場合は各班の定める順番による輪番とする。)

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長(執行)は会長を補佐し、会務の進行を務める。また会長に事故あるときにはこれを代行する。
- (3) 副会長(渉外)は会長を補佐し、この会の対外的な調査、交渉、見積もり及び契約の締結を代行する。また、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (4) 会計長はこの会の会計業務を処理する。
- (5) 書記はこの会の議事録、活動記録の作成を行う。
- (6) 会計は会計長を補佐し会計長に事故あるときはこれを代行する。
- (7) 総務はこの会の庶務その他を担当し、佐倉市広報資料等の受領窓口とする。

(班長の仕事)

第9条 班長の仕事は次の通りとする。

- (1) 班長は各班を代表し、この会の各部に所属し、その職務を遂行、処理する。
- (2) 班長は相互に協力し、会務の進行に努めるものとする。

(役員及び班長の任期)

第10条 役員及び班長の任期は次の通りとする。

- (1) 役員・班長の任期は1年とするが、再任を妨げない。但し、欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。
- (2) 役員及び班長の任期は前年度定期総会終了時点から当該年度定期総会終了時点までとする。
- (3) 役員及び班長は後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第11条 本会には顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は班長会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会議に出席して意見を述べる事ができる。
- (3) 顧問の任期は1年とし期間は役員・班長と同一とし、再任を妨げないが連続3期までを原則とする。

(会議)

第12条 この会の会議は次の通りとする。

- (1) 定期総会：会計年度終了後1ヶ月以内に招集する。
- (2) 臨時総会：会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の同意を得て招集を請求したとき。
- (3) 役員会：役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集して、本会の運営並びにその他の重要事項について審議する。
- (4) 班長会：役員及び班長をもって構成し会長が必要と認めたときに招集する。

(総会の成立)

第13条 総会は会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ成立しない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長の選出は、会長が指名し、総会出席者の承認を得る。

(議事の可決)

第15条 総会の議決又は承認は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

(付議事項)

第16条 次の事項は総会に付議しなければならない。

会則の改正

会務及び決算報告

新年度事業計画及び予算

役員を選任及び解任

その他必要と認める事項

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって当てる。

(会費)

第18条 この会の会費は月額300円(年額3,600円)とし、年額を一括で支払うものとする。但し、年度途中の入会については入会の翌月からの月割とする。なお、年額を支払い済みで退会の届出がある場合に限り、退会翌月から月割りで返金する。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

(会計監査)

第20条 会計監査はこの会の会計業務を監査する。

(慶弔費)

第21条 会員及び同居の親族が死亡した場合は、死亡後2ヶ月以内に親族から連絡があった場合に限り、5,000円の弔慰金を会から支出する。

(南ユーカーリが丘子供会)

第22条 この会は「南ユーカーリが丘子供会」と称し、事務所を自治会館内に置く。

(1) 目的は南ユーカーリが丘地区の子供たちの交流を図ると共に、地域に根ざした活動の中で仲間と協力することの大切さを学ぶこととする。

会員は南ユーカーリが丘地区に居住する3歳～15歳(中学生)までを対象とする。

(2) (1)の目的を実現するため、南ユーカーリが丘自治会が主催する年間行事(ラジオ体操、防災訓練、清掃、クリスマス会等)に保護者の了解のもと積極的に参加することとする。

(3) 会長は南ユーカーリが丘自治会会長が兼任する。

(4) 連絡委員は学区別に会長が指名する。

付則

この会則は平成10年6月28日に制定された。

平成24年4月22日定期総会にて一部改正平成24年4月22日から施行する。

平成26年4月20日定期総会にて一部改正平成26年4月20日から施行する。

平成30年4月22日定期総会にて一部改正平成30年4月22日から施行する。

平成31年4月21日定期総会にて一部改正平成31年4月21日から施行する。

令和2年6月書面表決にて一部改正 令和2年7月1日から施行する。

令和4年4月17日書面総会にて一部改正 令和4年4月17日から施行する。

令和5年4月16日書面総会にて一部改正 令和5年4月16日から施行する。